

# 漁村の構造と機能 I (試論)

秋山 博一

E-mail : hiro1akiyama@yahoo.co.jp

## 1. 発端

昨年(平成17年)夏、11次センサスのダウンロードをしていた時、奇妙な傾向を発見した。図1がそれである。

これは、第11次漁業センサスの個人経営編から専兼別基幹的漁業従事者の性別・男子年齢別統計のうち漁獲金額別経営体数から作成したものである。基幹的従事者とは、個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者を言う。

その男子従事者の年齢を基準にした経営体の年間平均漁獲金額を専兼別にプロットしたものが図1である。いわば、実質経営者の年齢別漁獲高のグラフである

これによると、専業とI兼は、20~30代は、1千万円以上で、基幹的従事者の加齢と共に低下しているが、II兼は200万円以下を横ばいしている。11次センサスに見る特徴であろうと過去にさかのぼって調べた。手元にあった昭和53年センサスから調べてみたが、数字が異なっても、専・I兼は右下がり、II兼は横ばいは共通であった。つまりこのグラフは、沿岸漁村一般の姿を示しているのである。

とすれば、同じ漁家・漁民と言っても、2兼は専業・1兼と異なる範疇に属すると見なければならぬのではないかと。範疇の異なる2つの集団によって漁村が形成されている。いわば2重構造である。これは漁村のどのような性格を示しているのであろうか。また、どのような機能を持っているのか。

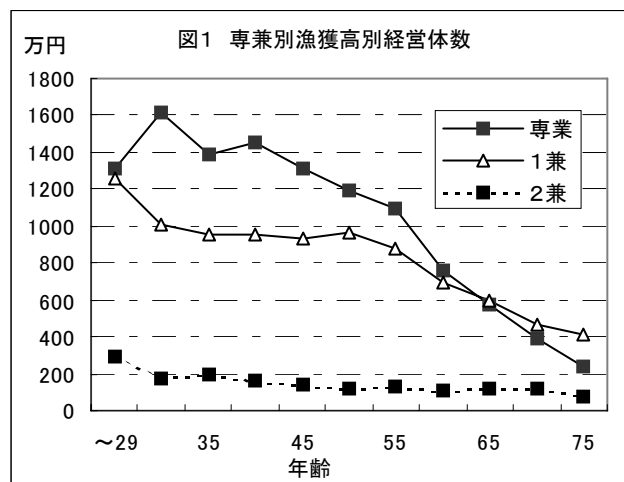


図1.専業別漁獲高別経営体数

## 2. 課題

半世紀以上の前の昔話から述べよう。戦後、第1次漁業制度改革で、羽織漁師を追い出せと、浜が沸きかえっていた頃である。豊後水道の宇和島付近を調査に行った。揚繰網(アグリアミ)漁業の盛んな地帯であった。漁協の新役員が集まって応対してくれた。総て揚繰網船主であった。当時は漁業の季節性を克服出来ず、漁閑期には、殆ど操業していなかった。その間、船子(漁船員)はどうしているのか、と聞いた。地先の海(地先専用漁業権=共同漁業権)で魚貝藻を獲って生活している、と言う

返事だった。「ハッ」と気づいた。労力確保の手段として、漁業権を確保してるのだ。つまり歩合制低賃金を維持するために、彼ら揚繰網船主は、漁業権に強い関心を示し、組合の役員にもなっているのだ。封建制そのものだ。漁業権制度などぶっ壊せ、でなければ漁村の民主化などあり得ない。若気の至りで、威勢は良かった。

勿論、反対論が起きた。当時、水産局で専用漁業権係長であった高橋泰彦は、暴論だ、その専用漁業権こそ漁村の貧しさを支えている漁民の基本的権利である、高山隆三（当時慶応大学）も同様な意見であり、またその他の批判も続々と起こり、散々な目にあつた。

しかし、言い訳的に言えば、漁村労働力の再生産構造を考えていたのであつた。同じ自然物を対象にしなが、農業では、何故に、室戸・焼津、長崎・下関、宇和島・銚子のような近代的都市を形成し、農業根拠地を形成出来なかつたのか。特に、漁業では、小さな漁村にすぎなかつた紀伊の太地町（勝浦付近）に網取捕鯨、房総の九十九里浜一帯に巨大な地引き網などが盛んになったが、当該地域の漁業労働力はどの様にして供給されたのか。

一方、江戸中期から維新にかけて、手繰網、打瀬網、船曳網などの小型の能率の良い漁業も生まれ、その雇用関係も形成され、多くは兄弟、従兄弟、本家分家といった血縁関係に基づくものが多かつた。

このように自問して行くと、漁村自体の内部に、労働力の再生産構造が出来上がっていたのではないか。そして当然ながら、雇用関係は親分子分、網元網子、船主船子といった隷属的關係にあり、その再生産費用は地先資源（慣行・地先専用漁業権）によって供給するという構造が出来上がっていた。

その地先資源は豊富であつた。アワビ・サザエ・カキ・アサリ・ハマグリ、コンブ・ワカメ・ノリ・テングサ、タコ・エビ・カニなど。口開時にはほんの数日で1月分くらいの生計費は稼げたであろう。

さて、図1の「二重構造」に戻る。ここで言う親分子分とか網元網子という言葉、沿岸漁業における労使関係と見れば、漁閑期には地先の海で小規模の自営漁業、盛漁期には地元を中心漁業の雇われと言つた構図が描かれてくる。図1で示す2重性が果たして、そうなっていることを示しているのか。

表1 11月1日現在の漁業従事雇用者数

	合計	同一市町村	他市町村	県外	同一市町%
合計	79,029	55,488	8,885	14,656	70.2
漁船漁業	52,827	32,303	6,521	14,003	61.1
～1ト	726	708	16	2	97.5
～20	15,702	13,842	1,361	499	88.2
20～1000	25,643	15,778	3,782	6,083	61.5
1000～	10,756	1,975	1,362	7,419	18.4
定置地引	10,664	9,573	695	396	89.8
養殖	15,538	13,612	1,669	257	87.6

(注) ～1トンは船外機船、無動力船、漁船非使用階層を含む

### 3. 漁業労働市場

表1は、第11次センサス時の11月1日現在、漁業に従事していた雇用者の数を示した表である。漁業における雇われ約8万人のうち5万5千人の圧倒的部分が経営体と同一の市町村出身者と言うことである。20トン未満の漁船漁業、定置・地引、養殖の沿岸漁業では90%が同一市町村からである。

あえて言うまでもなく、同一市町村と言っても、産業主義社会が作り上げてきた企業城下町的「同一」市町村ではない。長い歴史と伝統を共有する漁村共同体である。その漁村内部に、漁業労働力再生産構造が出来上がっていると見るべきではないか。

表2 営んだ種類別経営体数(延べ数)

		総数	I 兼	II 兼
実数		76,633	42,651	33,982
自 営	自営農業	14,428	6,548	7,880
	水産加工業	1,603	1,074	529
	遊魚案内業	5,212	3,102	2,110
	旅館・民宿業	2,346	817	1,529
	その他	9,544	3,462	6,082
共同経営		5,992	3,494	2,498
漁業雇われ		9,507	5,201	4,306
関 連	常雇	3,058	1,626	1,432
	臨時	3,218	2,247	971
以 外	常雇	35,663	17,351	18,312
	臨時	20,376	11,897	8,479
延べ数		110,947	56,819	54,128
経営体当り兼業		1.4	1.3	1.6

(注) 関連: 漁業関連施設 以外: その他

#### 4. 第2種兼業

第2種兼業漁業経営体は、漁業規模は小さく、漁業生産性も低いことについては、既に衆知なので、あえて触れない。

表2により営んだ兼業の種類を見ると、1・2兼の差はあまりないようである。いずれも自営より雇われが多く、その雇われも漁業関連より漁業以外の他産業やとわれが多い。

強いて1・2兼の差を言えば、2兼では自営の旅館・民宿やその他雑を営むものが多く、1兼では水産加工が多い。雇用関係では、漁業関連施設に1兼の関係が強く、特に臨時雇用が多い。漁業以外では、1・2兼とも常雇が多い。

当初は、通勤漁家というような考えで、常雇用が2兼に圧倒的であろうと予想していたが、1兼でも総数43千のうち漁業関連以外に雇われが約3万約7割を占め、2兼34千の27千約8割と1割位の差しかない。

だが、経営体当たりの兼業数に、可成りの差を示す。2兼は、1経営体当たり1.6の兼業数を示すが、1兼は1.3にすぎない。このことは、2兼では複数の兼業に従事する経営体が少なくとも半数以上あり、1兼では複数の兼業を選んでいるのは半数以下であるということである。兼業の多くは、漁業以外の産業であることから、2兼は一般産業の労働力給源層に機能を替えたと言えるであろう、が更に検討を加えたい。

1・2兼の差は、その地域性と流動性に、その特徴を示す。

すなわち、地域性については、日本海側と都市部に2兼が多いこと、流動性については、新規参入・休廃業（むしろ出入りと言う感じ）が、2兼に多いことである。

先ず地域性について。

専・1・2兼の構成比は、全国平均では専業39.1%、1兼33.9%、2兼27%であるが、2兼が30%以上占める都府県は表3の通り日本海側の半農半漁村地帯、東京・神奈川（横浜）・大阪・京都の大都会である。

日本海側は、冬季海が荒れ、漁業の立地条件は著しく悪く、農業の自営、出稼ぎなど兼業が必須である。一方、大都会地帯では、雇用機会が多く、兼業選択が容易である。

1960年代頃までは、何処に行っても漁村には険しい山肌を削って、家庭菜園が作られていた。日本海側ではそうした傾向が強く、能登や佐渡では、むしろ農家であった。漁師自体も百姓と自称し

ていたほどであった。3次センサス（S38年）では、全国総数個人漁業経営体22万のうち15万は農家であった。秋田から鳥取に至る府県の2兼40%以上という構成比は、こうした半農半漁村の名残であろう。

だが11次センサスでは、個人経営体126千、うち農業を営んだ者14千で11%にすぎなかったのである。3次では専業42千で、1・2兼は14万・9万で兼業が圧倒的であったが、11次では専・1・2兼は各々49千・43千・34千で、専業は増加、兼業は激減して専兼階層ウエイトは変わってしまった。

次に流動性についてである。

11次センサスに、10次と比較して、5年間の自営漁業の専兼業移動経営体数が計上されている。これをまとめたものが表4である。一見して、数値が過大のように思われる。例えば、専業において休廃業15千、新規8千は過大と思われる。また、1・2兼の数値についても同じ程度に過大であろう。専業では過大であるが、1・2兼過小であるということはないはずである。つまり、絶対値自体は別として、比較のための数値としては、参考に値するであろう。

とすれば、2兼の休廃業・新規参入の数値が、それぞれ専業・1兼に比してより高いことは、信頼しうる。変動率が高いことは不安定就労率が高いことと同義である。これについては、漁村的な要因もあるので、次回に問題にしてみたい。

表3 2兼構成比

30～39%		40%～			
宮	城	秋	田	東	京
神	奈	山	形	静	岡
大	阪	新	潟	京	都
島	根	富	山		
熊	本	石	川		
鹿	児	福	井		
沖	島	鳥	取		
	縄				

表4 経営体の移動

	専業	1兼	2兼	合計
10年	50,126	49,888	43,180	143,194
15年	49,298	42,651	33,982	125,931
廃業	14,935	11,147	17,737	43,819
新規	8,455	7,272	10,829	26,556
差し引き	△6480	△3875	△6908	△17263

## 5. 兼業の地域性

表5は、海区別に営む兼業の種類と数量を調べたものである。表は1ページを占拠して過大と言えるが、内容は単純である。

① 北海道を除けば、その他雇用（漁業・関連以外）が最も多く、常雇・臨時を含めると兼業延べ総数の50%を占めている。すなわち、北海道を除く全海区において、漁村内部での労働力再生産は、漁村外部に向けて行われるようになった、ということである。

② この点については、1・2兼の差はない。

表5 大海区別営む兼業の構成

	実数		営む兼業数A		㝯農業B		比率B/A	
	1兼	2兼	1兼	2兼	1兼	2兼	1兼	2兼
全 国	42,651	33,982	56,819	54,128	6,548	7,880	11.5	14.6
北海大北	3,976	1,141	5,310	1,879	11	11	0.2	0.6
大 北	4,964	4,006	6,907	6,454	950	629	13.8	9.7
大 中	6,486	5,508	8,958	9,067	1,111	1,192	12.4	13.1
大 南	3,283	2,087	3,988	2,928	290	398	7.3	13.6
北海日海	2,197	1,030	2,985	1,629	18	11	0.6	0.7
日本海北	2,171	2,861	2,912	4,930	459	1,042	15.8	21.1
日本海西	2,607	4,137	3,959	7,445	504	976	12.7	13.1
東シナ	10,392	8,127	13,488	12,331	2,387	2,543	17.7	20.6
瀬戸内	6,575	5,085	8,312	7,465	818	1,078	9.8	14.4
	漁業従事C		比率C/A		漁業関連D		比率D/A	
	1兼	2兼	1兼	2兼	1兼	2兼	1兼	2兼
全 国	8,695	6,804	15.3	12.6	3,873	2,403	6.8	4.4
北海大北	1,972	843	37.1	44.9	622	216	11.7	11.5
大 北	1,112	909	16.1	14.1	592	458	8.6	7.1
大 中	708	686	7.9	7.6	517	397	5.8	4.4
大 南	400	324	10.0	11.1	332	125	8.3	4.3
北海日海	1,352	716	45.3	44.0	269	102	9.0	6.3
日本海北	368	406	12.6	8.2	101	113	3.5	2.3
日本海西	521	815	13.2	10.9	292	317	7.4	4.3
東シナ	979	1,119	7.3	9.1	769	466	5.7	3.8
瀬戸内	1,283	986	15.4	13.2	379	209	4.6	2.8
	その他雇用兼業C				その他雇用兼業C/A			
	1 兼		2 兼		1 兼		2 兼	
	常雇	臨時	常雇	臨時	常雇	臨時	常雇	臨時
全 国	17,351	11,897	18,312	8,479	30.5	20.9	33.8	15.7
北海大北	1,019	1,344	323	343	19.2	25.3	17.2	18.3
大 北	2,162	1,169	2,477	1,153	31.3	16.9	38.4	17.9
大 中	2,961	1,840	2,974	1,408	33.1	20.5	32.8	15.5
大 南	1,458	934	1,015	425	36.6	23.4	34.7	14.5
北海日海	426	567	261	328	14.3	19.0	16.0	20.1
日本海北	968	544	1,883	723	33.2	18.7	38.2	14.7
日本海西	1,142	617	2,677	942	28.8	15.6	36.0	12.7
東シナ	4,429	3,132	4,106	2,081	32.8	23.2	33.3	16.9
瀬戸内	2,786	1,750	2,596	1,076	33.5	21.1	34.8	14.4

(注) 漁業従事は共同出資従事+漁業雇われである  
 その他雇用には漁業関連を含まず

## 6. 漁業従事者世帯

これは、賃金報酬を目的として他人の営む漁業経営体に雇われ、もしくは共同経営に出資従事して30日以上海上作業に従事した世帯員のいる世帯である。つまり漁業労働者世帯と言うことである。

9次センサスの行われた平成5年には、表6に見るように約7万世帯存在していた。だが5年ごとに1万世帯ずつ減少して10年後には5万世帯となった。言うまでもなく海外漁業の縮小・消滅や少子化による生産年齢人口の減少に伴うものである。同時に晩婚化の影響もあって、単身世帯が増加し

て、今や従事全世帯の22%を示すようになった。6次センサス（S53年1978）当時は、127千世帯中3千世帯2%にすぎなかったのである。逆に6人以上の世帯は9千世帯もあったが、今や2千世帯に減少した。以上ことは、改めて言えば、漁村に於ける労働給源の縮小、同じことだが、労働力再生産構造の縮小に他ならない。

表6 従事者世帯推移

年次		H5	H10	H15
世帯数		69,738	60,705	49,888
世帯員	1人	6.2%	8.3	22.1
	2	21.7	25.0	36.4
	3	21.9	21.8	17.3
	4	23.9	21.2	13.2
	5	14.1	12.6	6.7
	6～	13.0	11.0	4.3

表7 主な兼業種類別従事世帯数

	計	漁業関連		漁業以外		自営業	雇われのみ
		常雇	臨時	常雇	臨時		
世帯計	49,888	2,035	1,599	14,322	7,302	4,038	20,592
雇われのみ	20,592	-	-	-	-	-	20,592
雇われ主	22,798	1,712	1,468	10,173	6,592	2,853	-
雇われ従	6,498	323	131	4,149	710	1,185	-

表8 賃金別世帯数

	合計	雇れのみ	雇れ主	雇れ従
11次計	49,888	20,592	22,798	6,498
～50万円	1,569	509	151	909
50～100	2,517	916	508	1,093
100～200	7,172	2,731	2,664	1,777
200～300	12,392	5,064	5,816	1,512
300～400	11,400	4,912	5,787	701
400～500	6,834	2,821	3,703	310
500～	8,004	3,639	4,169	196
6次計	127,382	54,971	56,623	15,788
～50万円	6,311	497	488	5,326
50～100	8,850	2,027	3,266	3,557
100～200	35,092	12,953	17,975	4,164
200～300	40,008	19,004	19,068	1,936
300～400	22,130	11,972	9,545	613
400～500	8,472	4,760	3,592	120
500～	6,519	3,758	2,689	72

残存しておる従事者世帯の状況は、表7の通りである。

総数5万世帯、うち漁業雇われのみは2万世帯であり、残余の約3万世帯は自営業か、他の事業所に雇われている。しかもその大半は、漁業に関係のない事業所に勤めている。自分は大漁丸に乗り組んでいるが、同居の息子は町工場に勤めていると言った構図が目につく。逆に言えば、と言うより基本的には、漁業自営・雇用を兼業とする2・3次産業の勤労者が多いということである。

表8は賃金について調べたものである。11次（2005年）と6次（1978年）を比較した。金額単位は年収である。この20年余の間に山は100～300万円から200～400万円へと1ランク上に上がっている。「雇われが従」では一段下がっているが、ランクを上げている。

平均賃金の中位数を取って、世帯数にかけ賃金総額を算出して、平均賃金を出すと、11次では334万円、6次では250万円である。11次に限って言えば漁家経済調査の平均漁業所得225万

円より多額となっている。こうした状況の下では、漁業をやめて、他産業に転職するのも当然である。

しかも、一般産業における同年時の所定給与は年額約400万円余である。これにボーナスを加えれば、漁業より遙かに高いと言うべきである。

勿論、こうした比較は、対象、調査方法、計算基礎・方法も異なり、税金・社会保険料などの問題もあるので、こうした対比には、無理がつきものである。しかし、実感としてはさもありなんとする次第である。

以上により、漁村共同体が作り上げた漁業労働力再生産構造の基本はあまり変化はないが、その機能は狭い小さな漁村共同体に向けられたものでなく、広い産業主義的資本主義社会に向けられたものに変化したことは、明らかであろう。

## 7. 補足

蛇足かも知れない。

この小論は、第2種兼業漁家の基幹漁業者の生産性が、同じ漁村の専業・1兼漁家と全く違う傾向を示すのは何故か、の疑問から始まっている。大胆に言えば、これは自営者と事実上の労働者の違いでないか。一歩進めると、徳川中期からいろいろな沿岸漁業が発達し、所謂船子・網子も生まれてくるが、このことは、漁村共同体には、労働力再生産構造があるからではないか。そしてその経済的基礎に、村民享有（生まれながらの所有権）の地先権があるからではないか、と思いついた。私にとっては、漁村＝封建制への先祖返りのようなものである。（三つ子の魂、百までも。）

言うまでもなく、地先権は、埋立・公害で失われ、また残存地先も、酷漁・乱獲で形骸化した。一方、漁村は、産業資本主義の高度成長・IT産業の進出発展により都市化・観光地化（グルメ化？）した。更に道路・交通の整備により漁村地域はベットタウン化した。

こうして、今や労働力再生産構造は、その機能を漁村から一般社会へと切り替えていったのである。と言うより、漁村自体が変わった、と言うべきだ？

現代は、一方で定質・定形の一様化が進むと共に、他方で個別・差異の多様化が進むと言う構造になっている。漁業は、これにどう対応して行くのか。専業・1兼の問題として、次回から検討しよう。